

平成31年2月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成31年2月14日)

危 機 管 理 局

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
31年－2号 (31.2.3)	危機管理局	原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書を国に提出することについての陳情 えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)	○原子力発電所の再稼働については、国はエネルギー基本計画において「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」としているが、具体的な理解を得る仕組みは明確になっていない。 ○このため、国に対して、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に周辺自治体に対応する仕組みを構築し、中国電力を指導すること、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備することなどを度重ねて要望している。 【国に対する要望事項】 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。（直近：平成30年8月6日）

【陳情の要旨】

原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書を国に提出すること。